

## 第6回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 次第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) （仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例（素案）の検討について  
・・・資料1、2、3、4
- (2) （仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）の検討について  
・・・資料5

### 3 報 告

- (1) （仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会作業部会の設置について  
・・・資料6
- (2) （仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例シンポジウムの開催について  
・・・資料7

### 4 その他

#### 配付資料

- ・資料1  
（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例（素案）
- ・資料2  
（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例 条例骨子案から条例素案への主な変更箇所について
- ・資料3  
（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例 条例素案と条例骨子案の対照表
- ・資料4  
第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 委員意見及び事務局の考え方
- ・資料5  
（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）の検討について
- ・資料6  
（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会作業部会の設置について
- ・資料7  
（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例シンポジウムの開催について

(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例 (素案)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 基本的施策 (第9条—第15条)

第3章 認知症施策の推進に関する体制 (第16条—第18条)

第4章 雑則 (第19条・第20条)

附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを開設し、認知症の在宅支援施策を推進する拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を

定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になっても自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後において自らが希望する生活に係る意思決定を行い、これを繰り返し書き記す過程及びその文書をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意

思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

#### （区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。
- 3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

#### （区民の参加）

第5条 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 区民は、認知症になっても自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。
- 3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。
- 4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

#### （地域団体の役割）

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び

地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要

な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症（軽度認知障害を含む）の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援
- (3) 家族等への支援
- (4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることそ

の他必要な施策を実施するものとする。

### 第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

2 サポートセンターは、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して認知症施策に係る事業を行う。

3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、認知症施策に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員〇名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、本人及びその家族その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提

出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。



「(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例」  
 条例骨子案から条例素案への主な変更箇所について

令和 2 年 7 月 15 日  
 第 6 回条例検討委員会  
 資料 2

条	素案	骨子案	変更理由
第 1 条 目的	この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の <u>権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）</u> について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、 <u>もって一人ひとり</u> がともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の <u>希望及び権利の尊重並びに認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）の推進</u> に関し、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、一人ひとり <u>の希望及び権利が尊重され、</u> ともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。	認知症とともに生きる人を含め、全ての区民を対象とした条例であることが分かりやすいように表現を改め、文言を整理する。
第 3 条(1) 基本理念	本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を <u>持ち</u> 、どの場所で暮らしていても <u>その</u> 意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。	本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を <u>もつこと</u> ができ、どの場所で暮らしていても意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。	区民意見募集において、本人は希望をもてないのか、という趣旨のご意見があったため、希望をもてないという誤解を生じさせないため「生きる希望をもつことができ」から「生きる希望を持ち」に修正する。

<p>第4条1 区の責務</p>	<p>区は、基本理念にのっとり、認知症施策を<u>総合的に推進</u>する責務を有する。</p>	<p>区は、基本理念にのっとり、認知症施策を<u>総合的かつ計画的に実施</u>する責務を有する。</p>	<p>第16条1と表記を統一する。 ※第16条1 区長は、<u>認知症施策を総合的に推進</u>するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。</p>
<p>第5条3 区民の参加</p>	<p>区民は、<u>パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ）</u>であるという意識を持つよう努めるものとする。</p>	<p>区民は、<u>本人とともに歩むパートナー</u>であるという意識を持つよう努めるものとする。</p>	<p>区民意見募集において、パートナーの意味が分かりにくいという趣旨のご意見があったため、説明を補足する。</p>
<p>第15条4 地域づくりの推進</p>	<p>区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー<u>並びに</u>本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けること<u>その他</u>必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、<u>本人とともに歩む</u>パートナー<u>その他</u>本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けること<u>等</u>必要な施策を実施するものとする。</p>	
<p>第10条 認知症への備え等の推進</p>	<p>区は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>区は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、<u>孤立の防止並びに健康の保持及び増進を行うために</u>必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>分かりやすい表記とするため、文言を整理する。</p>

<p>第13条 相談及び推進体制の支援</p>	<p>見出し：<u>相談体制の充実及びその支援</u></p> <p>1 区は、本人及び家族等からの相談に<u>適時に、かつ、適切に対応</u>することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の<u>充実を図る</u>ものとする。</p> <p>2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。</p>	<p>見出し：<u>相談及び推進体制の支援</u></p> <p>1 区は、本人及び家族等からの相談に<u>適時かつ適切</u>に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制を<u>推進する</u>ものとする。</p> <p>2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。</p>	<p>見出しと条文内容が合致するよう文言を整理する。</p>
<p>第16条1 認知症施策の総合的推進</p>	<p>区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。</p>	<p>区長は、<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく計画を作成し</u>、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。</p>	<p>分かりやすい表記とするため、文言を整理する。</p>
<p>第18条5 世田谷区認知症施策評価委員会</p>	<p>評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、<u>本人及びその家族</u>その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、<u>関係職員</u>その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>区民意見募集において、施策の検討等の際に本人や家族の視点に立つという趣旨のご意見があったため、本人及びその家族の意見を聴く旨を明記する。</p>

(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例  
条例素案と条例骨子案の対照表

令和2年7月15日  
第6回条例検討委員会  
資料3

条例素案	条例骨子案
<p>(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例 <u>(素案)</u></p> <p><u>目次</u> <u>前文</u> <u>第1章 総則 (第1条-第8条)</u> <u>第2章 基本的施策 (第9条-第15条)</u> <u>第3章 認知症施策の推進に関する体制 (第16条-第18条)</u> <u>第4章 雑則 (第19条・第20条)</u> <u>附則</u></p> <p>世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを開設し、認知症の在宅支援施策を推進する拠点として認知症施策を総合的に推進しています。</p> <p>今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。</p>	<p>(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例 <u>(骨子案)</u></p> <p>世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを開設し、認知症の在宅支援施策を推進する拠点として認知症施策を総合的に推進しています。</p> <p>今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていること <u>もまた</u> 明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。</p>

下線太字箇所：条例骨子案から条例素案の変更箇所

塗潰し箇所：第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会での委員意見による変更箇所

世田谷区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の**権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）**について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、**もって一人ひとりが**ともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある**者**をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。

世田谷区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

### 1 目的

この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の**希望及び権利の尊重並びに認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）の推進に関し**、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、一人ひとり**の希望及び権利が尊重され**、ともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある**人**をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。

(4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。

(5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。

(6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後において自らが希望する生活に係る意思決定を行い、これを繰り返し書き記す過程及びその文書をいう。

(7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。

(8) あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

### （基本理念）

**第3条** 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を**持ち**、どの場所で暮らしていても**その**意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

(2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

### （区の責務）

**第4条** 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を**総合的に推進**する責務を有する。

(4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。

(5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。

(6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後において自らが希望する生活に係る意思決定を行い、これを繰り返し書き記す過程及びその文書をいう。

(7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。

(8) あんしんすこやかセンター 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に**おいて**存するものをいう。

### 3 基本理念

認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を**もつことができ**、どの場所で暮らしていても意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

(2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

### 4 区の責務

(1) 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を**総合的かつ計画的に実施**する責務を有する。

**2** 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

**3** 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

#### (区民の参加)

**第5条** 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

**2** 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

**3** 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

**4** 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

#### (地域団体の役割)

**第6条** 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

**2** 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

**(2)** 認知症施策の実施に当たっては、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

**(3)** 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるように地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

#### 5 区民の参加

**(1)** 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

**(2)** 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイル等に係る取組を行うよう努めるものとする。

**(3)** 区民は、本人とともに歩むパートナーであるという意識を持つよう努めるものとする。

**(4)** 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等を家族及び本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

#### 6 地域団体の役割

**(1)** 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるように住民相互の支え合い及び見守り活動を積極的に取り組むよう努めるものとする。

**(2)** 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

下線太字箇所：条例骨子案から条例素案の変更箇所

塗潰し箇所：第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会での委員意見による変更箇所

### (関係機関の役割)

**第7条** 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

**2** 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

**第8条** 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (区民等の理解の推進)

**第9条** 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

**2** 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

### (認知症への備え等の推進)

**第10条** 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

### (意思決定の支援等)

**第11条** 区は、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援す

### 7 関係機関の役割

(1) 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じた適時かつ適切なサービスを受けることができるよう相互間の連携に努めるものとする。

(2) 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるように必要な情報を提供するよう努めるものとする。

### 8 事業者の役割

事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

### 9 区民等の理解の推進

(1) 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができる学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

(2) 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

### 10 認知症への備え等の推進

区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、孤立の防止並びに健康の保持及び増進を行うために必要な施策を実施するものとする。

### 11 意思決定の支援等

(1) 区は、私の希望ファイル等に係る取組を積極的に支援する。

下線太字箇所：条例骨子案から条例素案の変更箇所

塗潰し箇所：第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会での委員意見による変更箇所



る。  
**2** 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

#### (権利擁護)

**第12条** 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

#### (相談体制の充実及びその支援)

**第13条** 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

**2** 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

#### (医療及び介護等の支援)

**第14条** 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症（軽度認知障害を含む）の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援
- (3) 家族等への支援
- (4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

#### (地域づくりの推進)

**(2)** 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設ける等の必要な施策を実施するものとする。

#### 12 権利擁護

区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

#### 13 相談及び推進体制の支援

**(1)** 区は、本人及び家族等からの相談に適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制を推進するものとする。

**(2)** 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

#### 14 医療及び介護等の支援

区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時かつ適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症（軽度認知障害を含む）の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い並びに社会参加活動の推進及び容態に応じた支援
- (3) 当該家族等への支援
- (4) 生活支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の推進
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

#### 15 地域づくりの推進

下線太字箇所：条例骨子案から条例素案の変更箇所

塗潰し箇所：第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会での委員意見による変更箇所

**第15条** 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

**2** 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

**3** 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

**4** 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、**パートナー並びに**本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けること**その他**必要な施策を実施するものとする。

### 第3章 認知症施策の推進に関する体制

#### (認知症施策の総合的推進)

**第16条** 区長は、**認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）**を定めるものとする。

**2** 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

**(1)** 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

**(2)** 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

**(3)** 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

**(4)** 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、**本人とともに歩むパートナーその他**本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けること**等**必要な施策を実施するものとする。

#### 16 認知症施策の総合的推進

**(1)** 区長は、**老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく計画を作成し、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）**を定めるものとする。

**(2)** 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する**世田谷区認知症施策**評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

### (世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

**第17条** 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

**2** サポートセンターは、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して認知症施策に係る事業を行う。

**3** サポートセンターで行う事業に**関し**必要な事項は、**規則**で定める。

### (世田谷区認知症施策評価委員会)

**第18条** 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

**2** 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

**3** 評価委員会は、認知症施策に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員〇名以内をもって組織する。

**4** 前項の委員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**5** 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、**本人及びその家族**その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

**6** 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 17 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

(1) 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

(2) サポートセンターは、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して認知症施策に係る事業を行う。

(3) サポートセンターで行う事業に**ついて**必要な事項は、**区長が別に**定める。

### 18 世田谷区認知症施策評価委員会

(1) 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(2) 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

(3) 評価委員会は、認知症施策に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員〇名以内をもって組織する。

(4) 前項の委員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、**関係職員**その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(6) 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

下線太字箇所：条例骨子案から条例素案の変更箇所

塗潰し箇所：第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会での委員意見による変更箇所

#### 第4章 雑則

##### (財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

##### (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

#### 19 財政上の措置

区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

下線太字箇所：条例骨子案から条例素案の変更箇所

塗潰し箇所：第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会での委員意見による変更箇所

第5回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 委員意見及び事務局の考え方

番号	条文	意見	事務局の考え方
1	前文	<p>「希望」というキーワードに、賛成の方と、「希望」を入れることで逆に「希望がない」ように受け止め「なくてもよいとする方」がおられました。どちらのご意見も重く受け止める必要があります。そこで、では「希望を持つ」とはどういうことなのか、が全文に少しでも、入るとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>これまで認知症になってからも自分らしく安心して暮らしていくためには、希望を持つことが重要であると議論がされました。</p> <p>ついては、条例が意図する「希望を持つこと」について、しっかりと伝わるように、今後、私の希望ファイルを普及啓発等していく中で、区民へ丁寧に説明していきます。</p> <p>また、「生きる希望がない」と受け止められることがないように、第3条(1)の「希望をもつことができ」を改め「<u>生きる希望を持ち</u>」に表現を修正します。</p> <p>※番号6と同じ修正</p>
2	前文	<p>前文の「区に住んできた人を含め」は、必要でしょうか。区内に移り住んできた人を想定したとしても、基本、意味が通じるように思われますが、いかがでしょうか。また、もし残す場合は「<u>区内</u>」でしょうか。</p>	<p>「区に住んできた人を含め」という表記については、議論を重ね、幅広く認知症とともに生きる希望を持ってもらうため、条文ではなく前文において、このような表記にさせていただきます。</p>

3	第1条 目的	<p>変更理由に示された「認知症の本人のみを対象とした条例のように誤解を生じる可能性がある。すべての区民を対象としていることが読み取れる表記に」という点は必要と考えます。</p> <p>一方、変更理由で「認知症とともに生きる人」が本人のみに解釈されるので、その箇所」とありますが、素案の「認知症とともに生きる人」がすべての区民を指す意味に使われているとは、読んだ人にはわかりにくくあいまいだと思いました。また現行の国際的及び国内での「認知症とともに生きる人」という表記・意味は、認知症経験者の「本人」に限定しています。その意味・解釈を世田谷区が変更することは大きな混乱を生み出すことが危惧されます。</p> <p>変更すべきは、「今回の条例は、すべての区民を対象としているということが読み取れる表記に」という点なので、下記のように提案をいたします。</p> <p>「この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の<u>権利の尊重並びに本人を含むすべての区民が認知症とともに希望をもって自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現する施策</u>～（以下、略）」</p>	<p>意見を参考に「認知症とともに生きる人」という表記を使用し、かつ、本条例が全ての区民を対象としていることが読み取れるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>「この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の<u>権利が尊重され、本人を含むすべての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）</u>について、基本となる理念を定め、～（以下、略）」</p>
---	-----------	--	--

4	第3条(1) 基本理念	<p>「どの場所」についてですが、「区内」限定か、「区内外」かは、あえて限定をしないということでしょうか。例えば、住民票はとりあえず世田谷区にあって、いったん区外の施設等に入ったときも「どの場所」にいても」に含まれるのか、悩ましいですね。</p> <p>また、ご意見からもくみ取れましたが、「認知症の人」と「区民」が区分けされていと感じる方がいないように、「<u>～ひいては、すべての区民が暮らしやすい地域社会</u>」という意味合いが、今からでも入りませうでしょうか。</p>	<p>「どの場所」については、自宅・病院・施設のどこに住んでいても対象になるとの議論でした。住所地特例等の場合もあるため、区内・区外をあえて限定しておりません。</p> <p>全ての区民が暮らしやすい地域社会については、2項に趣旨が含まれているものと考えております。</p>
5	第3条(1) 基本理念	<p>「本人が自らの力を発揮」を「本人が自らの<u>思い（意思）</u>を発揮」ではないでしょうか。</p>	<p>「本人が自らの思い（意思）を発揮」については、同号の「意思と権利が尊重され」に趣旨が含まれているものと考えております。</p>
6	第3条(1) 基本理念	<p>公募意見に、骨子案は本人が希望を持ってない存在とみなしているような表現であり、持つことができるというのは高飛車・といったニュアンスの意見があったので、</p> <p>「本人一人ひとりが、<u>どこで暮らしていても意思と権利が尊重され、自分らしく生きる希望を持って、自らの力を発揮しながら安心して暮らし続けることができる～（略）</u>」への修正を提案します。</p>	<p>希望を持ってないという誤解を生じさせないため「生きる希望をもつことができ」から「<u>生きる希望を持ち</u>」に修正します。</p>
7	第4条 区の責務	<p>2の「常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない」は、次の3の「地域で支援する体制を区民等と築く」と同様にすると、「<u>本人及びその家族とともに施策を築くことを取り組むものとする</u>」ではないでしょうか。</p>	<p>第16条2「本人及びその家族の意見を聴かなければならない」に趣旨が含まれているものと考えております。</p> <p>本人及びその家族と施策を築くことができるよう、第18条5を「評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、<u>本人及びその家族</u>その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、…（以下、略）」に修正します。</p>

8	<p>第4条 区の責務</p>	<p>公募意見で、立案段階から当事者を入れるべき、計画したその後の実現やそのフォローが重要という意見が複数あったため、以下のとおり提案します。</p> <p>なお、国施策では、施策の実施のみではなく、立案・実施・評価に本人参画を推進しています。</p> <p>「認知症施策の<u>立案・実施・評価</u>に当たっては～（以下、略）。」</p>	<p>本人参画について、第16条2に趣旨が含まれているものと考えております。また、第18条5を修正し趣旨を含ませませす。</p> <p>※第18条5は「評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、<u>本人及びその家族</u>その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、…（以下、略）」と修正します。</p>
9	<p>第5条3 区民の参加</p> <p>第15条4 地域づくりの 推進</p>	<p>パートナーを説明する文言の追加は必要だと思います。</p> <p>素案では、「区民は、本人を理解し」とありますが、区民が「自分事としてともに考えながらともに」という意味性を強めるために下記のように表現することを提案します。</p> <p>なお、「本人を理解し」は、とても重要ですが、たやすいことではなく、また一方的と受け取られかねない表現だと思います。公募意見の中には、「特別視しないで」「上から目線にならないように」という要望が複数みられたことに配慮する必要があると思います。</p> <p>第5条3 「区民は、<u>本人の体験や希望に学びながら、認知症とともによりよく生きていくために本人と支え合うパートナーという意識を育てていくものとする。</u>」</p> <p>第15条4 文章が長くわかりにくいため「本人と<u>支えあい</u>とともに歩むパートナー」</p>	<p>パートナーの説明を補足するため、第5条3を「区民は、パートナー<u>（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ）</u>」に修正します。</p> <p>第15条4は、簡潔にするため「<u>パートナー</u>」のみに修正します。</p>



10	第5条4 区民の参加	<p>コロナの影響は当分続き、「3密（密閉、密集、密接）を避ける」ことはこれからのキーワードとなりそうです。「日常生活において密接な関係を有する者」の、「密接」は別の言葉とした方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>（「日常生活において本人と<u>近しい</u>関係にある人」、など）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への注意として「密接」を避けるため、ご指摘の「密接」に代わる文言の検討をいたしました。が、条例の文言として適切なものがなかったため、現案のとおりとさせていただきます。</p>
11	第5条4 区民の参加	<p>本人が発信できるのは、認知症に関する知識というより、認知症とともに生きる体験や希望、生きていく上で必要なこと等であり、知識のみではなく、それらについて区民が理解を深めることが、本条例の実現のためには必要なため、以下のとおり提案します。</p> <p>「本人は、<u>区民が認知症とともに生きることについての理解を深めることができるよう</u>～（以下、略。）」</p>	<p>本人が発信する、認知症とともに生きる体験や希望、生きていく上で必要なこと等を総称して「認知症に対する理解を深める」としており、委員の趣旨が含まれるものと考えております。</p>
12	第6条1 地域団体の 役割	<p>「住民相互の支え合い及び見守り活動を積極的に取り組むよう」は双方方向の関係にすれば、「住民相互の<u>支え合い及び声をかけあえる地域づくり</u>に積極的に取り組むよう」ではないのでしょうか。</p>	<p>地域団体の役割として、気軽に声をかけ合える地域づくりを総称して「見守り活動」としており、委員の趣旨が含まれるものと考えております。</p>
13	第7条2 関係機関の 役割	<p>「関係機関は～サービスについて理解する～」のところに、「～サービスを理解し、<u>適切に利用できるように</u>～」と、「利用」までいれてはいかがでしょうか。</p>	<p>サービスの利用については、同条1項「その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう」に趣旨が含まれているものと考えております。</p>
14	第11条2 意思決定の支 援等	<p>「学習の機会を設ける」を「<u>本人との交流を含めた</u>学習の機会を設ける」ではないのでしょうか。</p>	<p>「学習の機会」の手法については、今後施策を進めていく中で検討していきます。</p> <p>また、本人との交流については、第15条3及び4に趣旨が含まれているものと考えております。</p>

15	第 15 条 1 地域づくりの 推進	<p>公募意見の中に、「つながり」というキーワードを盛り込む必要性の指摘あります。見守りや緊急時の支援は、いきなりは生まれず、地域づくりの基盤は不断からの出合いつなぐりの機会であり、多世代、分野横断でのつながり作りは、行政でこそできることであるため、以下のとおり提案します。</p> <p>「区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、<u>地域の中で多世代の区民が普段から出合いつなぐりあえる機会をつくり、見守り活動及び緊急時における～（以下、略）。</u>」</p>	<p>区民意見募集での「つながり」に関する意見については、第 10 条「社会参加」や第 15 条 4「地域との交流の場」に趣旨が含まれているものと考えております。また、多世代での「つながり」については、第 15 条 2 に趣旨が含まれているものと考えております。</p>
16	第 16 条 認知症施策の 総合的推進	<p>老人福祉法と介護保険法が根拠法となった計画となっていますが、ご承知のとおり、現在「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が衆議院を通過し、参議院入りしています。</p> <p>地域福祉総合計画の根拠法の改正となるわけですが、現在でも、すでに前回での改正により、保健医療福祉分野の上位計画は地域総合福祉計画となっています。今後の認知症基本法(案)の行方も気になります。</p> <p>こうした状況を鑑みますと、第 16 条には、「～117 条第 1 項」、<u>その他関連する法律に基づく</u>、と一行いれておくか、もしくは社会福祉法を列挙なさっておかれるのはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり関係する法令が種々ございますので、法令を所管する部署と検討を重ねたところ、関係する法令を全て載せるのではなく、簡潔な表記として「<u>区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。</u>」に修正します。</p>

17	第 18 条 3 世田谷区 認知症施策評価 委員会	「深い理解と識見を有する者」を「 <u>本人、家族及び深い理解</u> と識見を有する者」ではないでしょうか。	評価委員会における本人委員は、現在のところ、特定の方に限定することなく、多数の方の意見を取り入れていくことを考えていることから同条 5 項を「評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、 <u>本人及びその家族</u> その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、…（以下、略）」に修正し、意見を求めることとします。
18	第 18 条 5 世田谷区 認知症施策評価 委員会	公募意見の中に、当事者参画の必要性を指摘する意見があり、重要であるため、以下のとおり提案します。  「評価委員会は、 <u>審議にあたって本人の意見を聴くとともに、審議のために</u> （以下略）」	同上

(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望計画 (案) の検討について

1 主旨

「(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望計画」(案) を定めるため、検討する。

2 計画の位置付け

「(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例」第 16 条 1 項に基づく計画として策定する。

(参考) 区の主な計画等

- ◆ 世田谷区基本構想 (平成 25 年議決) …今後 20 年間の区政運営の公共的指針
- ◆ 世田谷区基本計画 (平成 26 年度～令和 5 年度)  
…今後 10 年間の行政運営の基本的方針
- ◆ 世田谷区新実施計画 (後期) (平成 30 年度～令和 3 年度)  
…基本計画を具体的に実現するための計画
- ◆ 世田谷区地域保健医療福祉総合計画 (平成 26 年度～令和 5 年度)  
…社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画及び世田谷区地域保健福祉推進条例第 16 条第 1 項の推進計画、同条例第 17 条第 1 項の行動指針
- ◆ 第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)  
…老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村介護保険事業計画

3 計画の期間

4 基本的な考え方 (案)

「(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例」第 3 条の基本理念を実現するために、区が取り組む認知症施策の具体的な内容を定める。

5 スケジュール

令和 2 年 9 月 計画骨子案

11 月 計画案

令和 3 年 3 月 計画策定

		希望計画			
大項目	中項目	小項目	センター構想	条例	
普及啓発 ・認知症への備え	①条例の啓発	・認知症講演会や認知症サポーター養成講座(学校含む)、介護の日等、各種イベントにおける周知	機能3	第10条	
		・区の関連窓口における周知(あんしんすこやかセンター、総合支所保健福祉課、図書館)	機能3	第9条	
	②「私の希望ファイル」の推進	・各種事業における普及啓発	機能3	第9条	
		・初期集中支援チーム事業におけるファイルの活用	機能3	第9条	
		・「私の希望ファイル」研修・説明会の開催(関係機関向け)	機能3	第11条	
	③認知症への理解の推進	・RUN伴イベントやアルツハイマー月間イベントの開催による区民の認知症に対する理解の推進	機能3	第11条	
		・各種リーフレットや「エフエム世田谷」、「高齢・介護応援アプリ」、ホームページ等の各種広報媒体を活用した普及啓発	機能3	第11条	
			機能3	第11条	
	④認知症への備えと軽度認知障害等への対応	・社会参加と健康保持増進の取り組みの推進	機能3	第9条	
		・軽度認知障害講演会等の啓発事業の開催	機能3	第9条	
早期対応 ・早期支援	⑤相談・支援体制の充実(もの忘れ相談)	・もの忘れ相談窓口の質の向上	機能4	第13条	
		・身近な相談体制づくりとして、地区型・啓発型もの忘れチェック相談会の実施	機能2	第13条	
		・認知症在宅生活サポートセンターの後方支援による、あんしんすこやかセンター等関係機関の相談体制強化	機能4	第13条	
	⑥訪問サービスによる在宅生活サポートの推進	・初期集中支援チーム事業や医師による専門相談事業による訪問サービス事業の拡充	機能1	第14条	
		⑦認知症の人への支援の充実	・本人同士の支えあい並びに社会参加活動としての本人交流会の開催	機能3	第14条
			・認知症の人が自ら発信する機会の確保(充実)	機能3	第14条
			・認知症カフェ運営支援と未整備地区のカフェ開設に向けた情報収集	機能3	第15条
	⑧家族介護者等への支援の充実	・社会参加型プログラムの活用の推進	機能4	第14条	
		⑧家族介護者等への支援の充実	・家族会交流会の開催	機能2	第15条
			・心理相談、ストレスケア講座の内容の充実	機能2	第14条
⑨権利擁護	・あんしん事業、成年後見制度の普及啓発 ・社会福祉協議会との連携	機能3	第12条		
地域づくり ・人材育成	⑩認知症サポーターの養成・活動支援	・認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座、フォローアップ講座を通じたチームオレンジの創設に向けた取り組み	機能5	第15条	
		⑪地域のネットワークづくり	・認知症専門相談員研修の開催	機能4	第14条
			・認知症ケアプログラム研修等、専門職研修の開催によるケアの質の向上	機能5	第14条
			・認知症サポーターによる見守り活動の推進	機能5	第15条
		・地域ケア会議等による医療・福祉の連携体制づくり	機能4	第14条	

センター構想	
機能1	訪問サービスによる在宅支援のサポート機能
機能2	家族支援のサポート機能
機能3	普及啓発・情報発信機能
機能4	技術支援・連携強化機能
機能5	人材育成機能

条例	
第9条	区民等の理解の推進
第10条	認知症への備え等の推進
第11条	意思決定の支援等
第12条	権利擁護
第13条	相談体制の充実及びその支援
第14条	医療及び介護等の支援
第15条	地域づくりの推進

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会作業部会の設置について

1 主旨

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会要綱に基づき、委員会の一部の委員で構成する作業部会を設置する。

2 作業部会の役割

- ・希望ファイルの案の検討
- ・認知症計画の案の検討

3 検討内容

作業部会で検討した希望ファイル及び認知症計画の案は、条例検討委員会において審議する。

4 作業部会構成メンバー

- ・大熊 由紀子 (国際医療福祉大学大学院 教授)
- ・永田 久美子 (認知症介護研究・研修東京センター研究部 部長)
- ・西田 淳志 (東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長)
- ・遠矢 純一郎 (医療法人社団プラタナス 桜新町アーバンクリニック院長)
- ・中澤 まゆみ (認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト)
- ・認知症の本人及びパートナー

5 スケジュール (予定)

令和2年7月～8月	作業部会 2～3回程度 (希望ファイル及び認知症計画の案の検討)
8月下旬	第7回 (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 (希望ファイル及び認知症計画の案の審議)

## 世田谷区認知症とともに生きる希望条例シンポジウムの開催について

### 1 目的

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」制定を広く区民へ周知することを目的として、認知症の本人を含めた認知症に関するパネルディスカッションを行い、認知症とともに生きることに希望を持って自分らしく暮らせる社会の実現に向けて考えていただく機会とする。

合わせて、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」骨子案の説明と参加者からの意見聴取を行う。

### 2 日時

令和2年10月24日（土）または25日（日）（調整中）  
午後2時から午後4時

### 3 会場

保健医療福祉総合プラザ研修室C

### 4 対象者

区内在住・在勤・在学の方

### 5 募集定員（予定）

70名程度

### 6 その他

手話通訳・要約筆記あり

### 7 内容（案）

#### （1）条例制定の主旨（経緯、検討経過等）

##### ・説明者

高齢福祉部長または介護予防・地域支援課長

#### （2）パネルディスカッション